

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第3号、多度津町税条例等の一部を改正する条例（案）の制定についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

税務課長、中川君。

税務課長（中川 隆弘）

おはようございます。

それでは、議案第3号、多度津町税条例等の一部を改正する条例（案）の制定について、提案説明を申し上げます。

このたびの改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年9月30日に、それぞれ公布されたことに伴いまして、多度津町税条例の所要の改正を行うものとなっております。

今回の改正の主な内容でございますが、平成26年度の税制改正において、納税者の負担軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、国税の猶予制度の見直しが行われました。

これを受け、平成27年度税制改正におきまして、地方税の猶予制度につきましても、納税者の申請による換価の猶予制度が創設されるなどの見直し等が行われましたことに伴い、徴収の猶予や換価の猶予に係る申請期限や分割納付における規定の整備など、一定の事項につきまして、多度津町税条例におきましても所要の改正をしようとするものでございます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

まず第1条関係といたしまして、多度津町税条例の一部改正でございます。

8ページから9ページまでをご覧くださいと思います。

第8条は、「徴収猶予に係る徴収金の分割納付の方法」に関する規定でございます。

第1項は、猶予に係る徴収金の納付は、財産の状況その他の事情からみて、合理的かつ妥当なものに分割して納付させるものとする事。

第2項は、納期限ごとの納付金額を定める事。

第3項は、納付することができない、やむをえない理由があると認めるときは、納付金額を変更することができる事。

第4項及び第5項は、第2項、第3項で定めた金額を通知しなければならない、と

それぞれ定めるものです。

次に10ページから13ページ上段までをご覧ください。

第9条は、「徴収猶予の申請手続き」に関する規定で、猶予申請書に定める事項とし、第1項は、徴収金を一時に納付することができない事情、猶予を受けるとする金額及び期間、分割納付する金額及び期間、担保を提供する場合等の規定となっております。

第2項は、猶予申請書に添付する書類につき、徴収金を一時に納付することができない事実を証する書類、資産及び負債の状況を明らかにする書類、収支の状況、担保に関する書類等の規定となっております。

第3項は、差押えた財産がある場合は、申請により、その差押えを猶予又は解除することができること。

第4項から第6項は、徴収の猶予期間の延長に係る規定。

第7項は、申請書に不備等があった場合の訂正期限を、通知を受けた日から20日以内とそれぞれ定めるものです。

13ページ中段から14ページ上段までをご覧ください。

第10条は、「職権による換価の猶予の手続き等」に関する規定で、財産の換価を直ちにすることにより、事業継続・生活維持を困難にする恐れがあるときや、財産の換価を猶予することが、直ちに換価をすることと比べて徴収上有利である場合など、職権による換価の猶予の手続き等を定めるものでございます。

14ページ上段から15ページ下段までをご覧ください。

第11条は、「納税者の申請による換価の猶予の申請手続き等」に関する規定で、第1項は、申請による換価の猶予の申請期限は、納期限から6カ月以内とする。

第2項は、猶予に係る金額を期間内の各月に分割して納入させるものとする。

第3項は、差押えた財産がある場合は、申請により、その差押えを猶予又は解除することができること。

第4項から第6項は、換価の猶予期間の延長に係る規定。

第7項は、申請書に不備等があった場合の訂正期限を、通知を受けた日から20日以内とそれぞれ定めるものでございます。

15ページ下段から16ページまでをご覧ください。

第12条は、「担保を徴する必要がある場合」に関する規定で、担保の徴取基準について、猶予金額が50万円以下である場合、猶予期間が3カ月以内である場合、また特別な事情がある場合は、担保を不徴取とすると定めるものです。

第18条は、「公示送達」に関する規定。

第23条は、「町民税の納税義務者等」に関する規定で、第18条では根拠法が新

条例第8条に、第23条では根拠法が新条例第9条に、それぞれ記載されたことによる条文の整備となっております。

続きまして、17ページから20ページまでをご覧ください。

第2条関係でございますが、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年9月30日に公布されたことに伴いまして、多度津町税条例等の一部を改正する条例（平成27年多度津町条例第20条）の一部を改正するものです。

地方税当局へ提出する申告書等の提出者等の個人番号、又は法人番号を記載する欄等を追加するとした、番号制度関係の一部改正に伴う条文の整理となっております。

6ページにお戻りください。

最後に、本改正条例の附則といたしまして、6ページ中段には、第1条「施行期日」として、この条例は平成28年4月1日から施行する。

ただし、第2条の改正規定は、公布の日から適用するものでございます。

続きまして、第2条として、「徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置」を、それぞれ定めるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第3号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。